

## 地方行財政検討会議・第一分科会（第9回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年11月25日（木）13時30分～15時30分
- 2 場 所 総務省第省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 鈴木総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、岩崎美紀子 筑波大学教授、斎藤誠 東京大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、林宜嗣 関西学院大学教授、林知更 東京大学准教授、牧原出 東北大学教授、森貞述 前高浜市長、横尾俊彦 多久市長

### 4 概 要

- 冒頭、鈴木総務副大臣より挨拶があった。
- 資料「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」(仮称)(案)に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

- 「地方政府」という用語を使ってはどうかということも含めた問題提起が、分権議論の中間まとめ、勧告等であったと思うが、ガバナンスの問題としても重要であるため、是非この会議でもそういったところまで踏み込んで検討すべきではないか。
- 住民自治制度の拡充について、住民投票制度だけ制度の課題が明確に出ていないのではないか。
- 多様な層の幅広い住民が議員になるということと、政党本位の選挙になることと必ずしも矛盾しないのではないか。特に、現在のような市区町村の大選挙区制よりも、小選挙区、あるいは比例代表のほうが良いのではないかという選択肢はありえることから、その様な選挙制度になれば、やはり政党本位になるのではないか。ただし、地方自治に政党政治を持ち込むことについて否定的な考え方が日本の社会に非常に伝統的にあるた

め、かなり議論になるのではないか。

- 多様な層の幅広い住民が議員として活動できる議会について、国家公務員、地方公務員が自分の住所地の地方公共団体の地方議会議員になる、兼職するという事は許容してもいいのではないかという会議の議論、あるいは、前の地方制度調査会でも議論があったことも踏まえ、これを幅広く国民に議論していただくことを考えているとすれば、公務員の問題をどう考えるかということをもう少し明確に並べて書くべきではないか。
- 仮に公務員の身分を持ちながら議員を兼職できることが認められないとしても、せめて立候補し、選挙運動をする間は、公務員の身分を持ちながらやれるようにしたほうがいいのではないか。
- 民間会社の場合は、立候補したいという人が休職をとって立候補し、当选すればそのまま議員にはなるが、落選した場合は現実的に復職が厳しいため、なかなか立候補できないということがあるのではないか。そういった実態も踏まえ議論をすることで、より多様な人材が参加しやすい環境が構築できるのではないか。
- 住民投票制度を地方自治法の世界に初めて導入するというのであれば、最も住民投票事項にふさわしいことについてまず導入するのが筋ではないか。ここで地方公共団体の廃置分合のうち、市町村の廃置分合の申請等と入ってきたのは、極めて妥当なことではないか。また、議会の議員の定数とか議員報酬も、多分それに準じるような位置にある事項であるが、議員報酬だけでいいのかなどの問題があるため、何を対象にするかについては、もう少し慎重に考えるべきではないか。
- 大規模な公の施設の設置については、対象を絞ることが難しいのではないか。大規模な公の施設と大規模な公共事業と、どこで分けするかというか、なぜ施設だけが入ってきて、事業は入らないのかとか、必ずそういう論議になると考えられるため、慎重にならざるを得ないのではないか。
- 今後の基礎自治体の広域連携のあり方について、水平補完がもっとしやすいような状

況をつくることや、垂直補完ができるような制度をつくるということを進めていく場合、単に人口区分で事務配分などを決めてしまうことが果たしていいのか。補完のシステムとセットで考えていく必要があるのではないか。

- 基礎自治体の区分について、事務権限の移譲についても、法律で一律に人口などの要件を持ったところには全部やらせるという制度ではなくて、自治体が望むところにやらせ、望まないところには押しつけないことが自治ではないかという根本論になっていけば、大きな問題になるのではないか。
  
- 義務付けの廃止の議論が進んだ結果、義務付けの廃止に伴い事務を行うかどうかについての自治体の自由度が高まれば、誰もやりませんといったことがどうしても出てくるのではないか。したがって、権限移譲の問題は義務づけとのセットの話としてとらえ、もっと根本的な議論が必要なのではないか。